

## 第4期障がい福祉計画 実績値【平成28年度実績】

【評価方法】 ※項目ごとに適用している評価方法を下表の「評」欄に番号で付記。

①平成27年度から29年度の累計を目標に定めているもの

※H27、H28年度2か年の実績の累計⇒2年/計画期間:3年≒66%超をAとみなす

&lt;達成率&gt;

66%以上⇒A、40%以上66%未満⇒B、20%以上40%未満⇒C、20%未満⇒D

②年度ごとに目標を定めているもの

&lt;達成率&gt;

100%以上⇒A、80%以上100%未満⇒B、60%以上80%未満⇒C、60%未満⇒D

A…進んでいる、B…やや進んでいる、C…進んでいない、D…著しく進んでいない

## 1 施設入所者の地域生活への移行

No.	項目	実績値 (H26)	実績値 (H27)	H27 評価	実績値 (H28)	計画 目標値 (H28)	計画 目標値 (H29)	評	達成率	H28 評価	(数値の考え方)	備考
(1)	H29年度末時点の施設入所者数(人)	2,176	2,132	C	2,122	2,051	1,989	②	14.1%	D	H25年度末の入所者2,105人より5.5%削減 【国指針】平成29年度の目標値4%以上	H29の計画目標値達成のためには、H27実績値から143人の削減が必要。 (達成率は、H28の削減実績:10/H28の削減目標:71×100≒14.1%)
(2)	平成25年度末から平成29年度末までに地域移行する者の人数(人)	57	114	A	160		260	①	61.5%	C	H25年度末の入所者の約12.4%削減 【国指針】平成29年度の目標値12%以上	H28実績値は、平成25年度末から平成28年度末までの地域移行者数の累計(H26:57、H27:57、H28:46)

## 2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

	項目	実績値 (H26)	実績値 (H27)	H27 評価	実績値 (H28)	計画 目標値 (H28)	計画 目標値 (H29)	評	達成率	H28 評価	(数値の考え方)	備考
(1)	入院後3か月時点の退院率(%)	53.4	50.2	C	68.4	64.0	64.0	②	-	A	【国指針】H29年度の目標値64%以上	平成29年6月に入院した患者の入院後3か月時点の退院率
(2)	入院後1年時点の退院率(%)	89.1	90.3	B	88.9	91.0	91.0	②	-	B	【国指針】H29年度の目標値91%以上	平成29年6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率
(3)	在院期間1年以上の長期在院者数の減少率(%)	-	9.1	A	12.8	18.0	18.0	①	71.1%	A	【国指針】平成29年度目標値18%以上	平成29年6月30日の調査時点における在院期間1年以上の長期在院者数 【H28年度実績】 2,207人(H28.6.30時点)、2,530人(H24.6.30時点)(2,530-2,207)/2,530×100≒12.8%

(1)、(2)の実績は、平成28年6月に医療保護入院した精神障がい者の3か月後、1年後の退院率

## 3 地域生活支援拠点等の整備

	項目	実績値 (H26)	実績値 (H27)	H27 評価	実績値 (H28)	計画 目標値 (H28)	計画 目標値 (H29)	評	達成率	H28 評価	(数値の考え方)	備考
(1)	地域生活支援拠点等の設置数	-	0	D	0		各市町村又は各圏域に少なくとも1以上	①	0.0%	D	H29年度目標値は【国指針】どおり	国が実施したアンケート調査によると、H29.4月時点で4市町村が平成29年度内に単独又は圏域での拠点整備を予定

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

	項目	実績値 (H26)	実績値 (H27)	H27 評価	実績値 (H28)	計画 目標値 (H28)	計画 目標値 (H29)	評	達成率	H28 評価	(数値の考え方)	備考
(1)	平成29年度の一般就労移行者数(人)	135	162	B	128	187	187	②	68.4%	C	H24年度×2.3倍 【国指針】平成29年度の目標値は平成24年度の2倍以上	県内に所在する福祉施設利用者のうち、福祉施設を退所し一般就労する者
(2)	平成29年度の就労移行支援事業の利用者数(人)	213	229	D	223	417	417	②	53.5%	C	H25年度利用者数234人の78%増 【国指針】平成29年度の目標値は平成25年度末の6割以上増加	国連データ:H28.4月～H29.3月の各月分の平均値
(3)	平成29年度における就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の全体に占める割合(%)	40.7	36.7	C	41.4	56.7	56.7	②	73%	C	【国指針】平成29年度の目標値は事業所全体の5割以上。	「就労移行率」:当該年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。
	(活動指標)											
(4)	公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数(人)	103	104	C	95	144	144	②	66%	C	平成29年度の一般就労移行者数の計画目標値にH25実績の比率をかけて算出	年間一般就労移行者のうち、公共職業安定所におけるチーム支援を受ける者の数(実績値は公共職業安定所経由による就労者)
(5)	障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数(人)	6	9	A	14	6	6	②	233.3%	A	平成29年度の一般就労移行者数の計画目標値にH25実績の比率をかけて算出	年間一般就労移行者のうち、障がい者委託訓練事業の受講者数
(6)	障がい者トライアル雇用事業の開始者数(人)	26	22	A	21	18	18	②	116.7%	A	平成29年度の一般就労移行者数の計画目標値にH25実績の比率をかけて算出	年間一般就労移行者のうち、障がい者トライアル雇用事業の開始者数
(7)	職場適応援助者による支援の対象者数(人)	18	12	D	8	25	25	②	32%	D	平成29年度の一般就労移行者数の計画目標値にH25実績の比率をかけて算出	年間一般就労移行者のうち、職場適応援助者による支援の利用者数
(8)	障がい者就業・生活支援センター事業による支援対象者数(人)	68	52	C	88	77	77	②	114.3%	A	平成29年度の一般就労移行者数の計画目標値にH25実績の比率をかけて算出	年間一般就労移行者のうち障がい者就業・生活支援センターによる支援対象者数

## 第4期障がい福祉計画(指定障害福祉サービス)実績値【平成29年度上期】

## 【評価方法】

## ＜達成率＞

100%以上⇒A、80%以上100%未満⇒B、60%以上80%未満⇒C、60%未満⇒D  
 A…進んでいる。B…やや進んでいる、C…進んでいない、D…著しく進んでいない

項目	単位	実績 (H28)	評価	計画 見込量 (H29)	実績 (H29 上半期)	実績/ 見込量	H28実績 との比較	評価	傾向	
1 障がい 福祉サ ービス	(1)居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、重度包括支援	人	1,373	B	1,645	1,423	86.5%	50	B	→
		時間	26,957	B	35,158	27,838	79.2%	881	C	↘
	(2)生活介護	人	3,351	B	3,467	3,451	99.5%	100	B	→
		人日	64,650	B	68,337	66,643	97.5%	1,993	B	→
	(3)自立支援(機能訓練)	人	7	D	31	10	32.3%	3	D	→
		人日	106	D	608	132	21.7%	26	D	→
	(4)自立支援(生活訓練)	人	109	D	228	132	57.9%	23	D	→
		人日	1,908	D	3,961	2,176	54.9%	268	D	→
	(5)就労移行支援	人	223	C	382	243	63.6%	20	C	→
		人日	3,954	C	6,629	4,341	65.5%	387	C	→
	(6)就労継続支援(A型)	人	775	B	922	770	83.5%	▲ 5	B	→
	人日	15,795	B	19,210	15,807	82.3%	12	B	→	
(7)就労継続支援(B型)	人	3,813	B	4,135	3,963	95.8%	150	B	→	
	人日	67,435	B	75,405	70,985	94.1%	3,550	B	→	
小計(就労支援サ ービス)	人	4,811	B	5,439	4,976	91.5%	165	B	→	
	人日	87,184	B	101,244	91,133	90%	3,949	B	→	
(8)療養介護	人	318	B	343	324	94.5%	6	B	→	
(9)短期入所	人	401	C	586	430	73.4%	29	C	→	
	人日	3,092	C	4,396	3,223	73.3%	131	C	→	
(10)共同生活援助・介護	人	1,788	B	2,006	1,841	91.8%	53	B	→	
(11)施設入所支援	人	2,022	B	1,997	2,017	101%	▲ 5	A	↗	
2 相談 支援	(1)計画相談支援	人	1,347	B	1,487	1,449	97.4%	102	B	→
	(2)地域移行支援	人	8	D	79	8	10.1%	0	D	→
	(3)地域定着支援	人	22	D	89	23	25.8%	1	D	→
3 障がい 児福 祉サ ービス	(1)児童発達支援	人	554	B	582	519	89.2%	▲ 35	B	→
		人日	3,097	C	4,546	3,179	69.9%	82	C	→
	(2)放課後等デイサービス	人	1,211	B	1,372	1,340	97.7%	129	B	→
		人日	16,020	B	17,091	18,199	106.5%	2,179	A	↗
	(3)保育所等訪問支援	人	49	D	106	39	36.8%	▲ 10	D	→
		人日	52	D	291	41	14.1%	▲ 11	D	→
	(4)医療型児童発達支援	人	23	C	34	23	67.6%	0	C	→
	人日	289	C	392	317	80.9%	28	B	↗	
(5)福祉型児童入所支援	人	73	D	147	67	45.6%	▲ 6	D	→	
(6)医療型児童入所支援	人	45	B	49	44	89.8%	▲ 1	B	→	
(7)障害児相談支援	人	242	C	324	297	91.7%	55	B	↗	



第 5 期 岩手県 障がい福祉計画（案）の概要

計画の基本的な事項

1 基本的事項

計画の根拠・趣旨・位置づけ

障害者総合支援法第 89 条及び児童福祉法第 33 条の規定により、市町村障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保等について定める計画

計画の期間

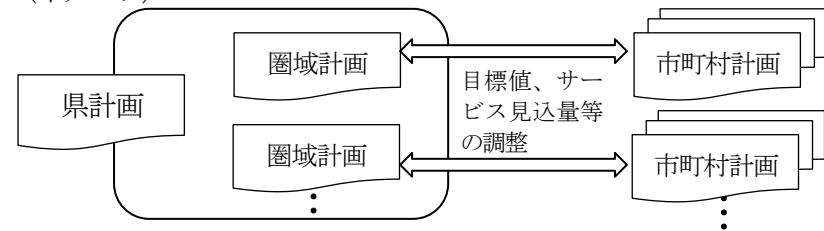
平成 30 年度から 32 年度までの 3 か年

基本的理念

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
② 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
④ 地域共生社会の実現に向けた取組
⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
⑥ 被災地域におけるサービス提供体制の復興と障がい者等への支援

計画の構成

県全体の計画に合わせて、9 障がい保健福祉圏域（盛岡・岩手中部・胆江・両磐・気仙・釜石・宮古・久慈・二戸）ごとの圏域計画を策定（イメージ）



2 サービス等提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービス等

- ① 県内で必要とされる訪問系サービスの保障
② 希望する障がい者等への日中活動系サービス（就労支援を含む）の保障
③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
④ 福祉施設から一般就労への移行及びその定着の推進
⑤ 地域生活への移行が困難な障がい児・者に対応した入所等の体制の確保

障がい児支援

- ① 地域支援体制の構築
② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
③ 地域社会への参加・包容の推進
④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

相談支援

- ① 相談支援体制の構築
② 自立支援協議会の設置等
③ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
④ 発達障がい者、重症心身障がい児・者、医療的ケア児、高次脳機能障がい者及び難病患者、ひきこもり等に対する支援

被災地の障がい福祉サービス

- ① 被災者のこころのケアの継続実施
② 被災地における障がい福祉サービスの安定した運営及び利用に向けた支援

サービス等提供体制の確保に係る目標・見込量等

3 主な成果目標（平成 32 年度）

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
③ 地域生活支援拠点等の整備
④ 福祉施設から一般就労への移行等
⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

市町村と調整のうえ、目標値を設定

4 主なサービスの見込量（月間量）

Table with 5 columns: Service Name, H28年度実績, H30年度見込量, H31年度見込量, H32年度見込量. Rows include various services like 訪問系サービス, 生活介護, 就労移行支援, etc.

○ 市町村障がい福祉計画等における数値を集計したものを基本に、見込量を設定

5 指定障害者支援施設及び指定（福祉型・医療型）障害児入所施設の必要入所定員総数（人）

H30 年度： H31 年度： H32 年度： 市町村等と調整のうえ、必要数を設定

6 主な地域生活支援事業の見込量（県事業分）

- 専門性の高い相談支援事業（発達障がい者支援センター、高次脳機能障がい支援普及事業、障がい児等療育支援事業等）
○ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業（手話通訳者・要約筆記者に係る養成研修・派遣事業等）
○ サービス・相談支援者・指導者育成事業（サービス管理責任者研修等）
○ 任意事業（オストメイト支援、手話通訳者設置、障がい者社会参加推進センター、補助犬、スポーツ・レクリエーション教室、芸術文化講座、障がい者 110 番等）

目標・見込量等の達成に向けた方策等

7 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害サービス支援施設等のサービスの質の向上のために講ずる措置

- サービス提供に係る人材の養成
○ 事業者に対する第三者の評価

8 必要なサービス見込量確保のための方策

- 訪問系サービス
○ 共同生活援助
○ 計画相談支援
○ 放課後等デイサービス

9 関係機関との連携

- 成果目標の達成に向け、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携

10 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を図るために必要な事項

- 障がい者等に対する虐待の防止
○ 障がいを理由とする差別の解消の推進
○ 意思決定支援の促進
○ 芸術文化活動支援による社会参加等の促進
○ 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や従事者を対象とした研修等の支援

11 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、目標値やサービス見込量の達成状況を点検・評価し、岩手県障害者施策推進協議会等の意見を聴いたうえで、所要の対策を講じる。